

## 中央消防署ほか6施設電力供給（長期継続契約）仕様書

### 1. 概要

- (1) 件名 消防局所管施設電力供給（長期継続契約）
- (2) 需要場所 横須賀市中央消防署ほか6施設（別紙1のとおり）
- (3) 業種及び用途 消防施設
- (4) 契約種別 業務用電力

### 2. 仕様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

#### (2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 6,550kW  
各施設の予定契約電力は別紙1のとおり。  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 1,592,286kWh  
各施設の月別の予定使用電力量は別紙2のとおり。
- ウ 使用電力量実績等 各施設の使用電力量・契約電力・最大需要電力の実績は別紙3のとおり。

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和4年12月31日までとする。

なお、電力供給期間は次のとおりとする。

令和3年1月1日0:00から令和4年12月31日24:00まで

#### (4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付き）

#### (5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

別紙1のとおり。

## (6) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間の契約電力、使用電力等により算定するものとする。なお、電力供給開始時及び終了時は、これによらず、実際の期間で算定すること。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）を合算した額とする。

### (ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

### (イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{「夏季」または「その他季」電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費調整額}$$

#### \*夏季電力量料金

7月1日から9月30日までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

#### \*その他季電力量料金

夏季以外の月の1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

#### \*燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

### (ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）による。

※令和2年5月～令和3年4月分については2.98円/kWh

ウ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(オ) 消費税額（地方消費税額を含む）の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

## (7) 電気料金の請求

ア 料金の請求は月毎に行い、需要場所毎に請求する。なお、請求書については紙で発行する。

イ 請求額は施設毎に各種の調整加減算を行った後、税込金額を算出した額とする。

ウ 請求書は各需要場所へ郵送する。加えて、需要場所毎の内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）をひとつの電子データにして消防局総務課に提出する。

エ データの形式は、エクセルやCSV形式等のファイルとし、需要場所毎のデータを別紙1の施設名称順に整列したものとする。その他の詳細は別途協議のうえ決めるものとする。なお、このデータについては、毎月の請求単位で提出すること。

(8) 使用廃止に伴う料金の精算等

- ア 需要場所の一部について、電力使用を廃止する場合は、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）により精算する。
- イ 契約の終了は精算した需要場所のみとし、他の需要場所については、この契約を変更することなく履行する。

(9) 消費税率が変更となった場合の請求金額

- ア 契約期間内に消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）並びに地方税法（昭和25年7月31日法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

	料金項目	算定方法
ア	基本料金	基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)×1XX/110
イ	電力量料金	「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量× 1XX/110±燃料費調整額 *燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
ウ	再生可能エネルギー 発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

\* Xは改正後の消費税率（地方消費税率を含む）

\* 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ-(イ)・(ウ)による。

\* 端数処理は、2-(6)-ウのとおり。

- イ 関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料調整費単価の算定方法について変更があった場合は、前項の算定方法によらない場合がある。

(10) その他

- ア 力率の実績は、別紙3のとおりである。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ウ 非常用自家発電設備（予備電力）を有している（6カ所）。太陽光発電設備は有していない。
- エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。
- オ 実績において中央消防署のみ力率100%を下回る月があったが、入札金額の算定に当たっては、力率は100%とする。燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。
- カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。  
なお、契約の締結は単価契約により行う。
- キ 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。
- ク 使用電力量等の検針後、検針結果（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を速やかに各施設に通知すること。

- ケ この仕様書にない事項は、横須賀市の指定する電力供給契約約款（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。
- コ この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者で協議するものとする。
- サ 北消防署の受変電設備が老朽化しているため、契約期間中に取替工事の可能性あり。

### 3. 連絡先

消防局 総務課 総務係 電話 046-821-6455

## 【別紙1】需要場所及び契約電力・契約期間予定使用電力量

NO	施設名称	需要場所	契約期間契約電力合計 (kW)	契約期間予定使用電力量 (kWh)	需給地点	太陽光発電設備の有無	非常用発電機の有無	地区番号
1	中央消防署	米が浜通2丁目15番地	1,884	411,310	東京電力パワーグリッド(株)供給用配電箱における東京電力パワーグリッド(株)の母線と横須賀市の地絡しゃ断装置(UGS)の電源側接続点	無	有	12 (計量日:11日)
2	北消防署	船越町1丁目59番地	840	175,916	横須賀市の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力パワーグリッド(株)の架空引込み線との接続点。	無	有	24 (計量日:23日)
3	南消防署	森崎1丁目8番30号	1,086	275,030	東京電力パワーグリッド(株)供給用配電箱における東京電力パワーグリッド(株)の母線と横須賀市の地絡しゃ断装置(UGS)の電源側接続点	無	有	10 (計量日:9日)
4	三浦消防署	三浦市初声町下宮田5番地11	1,222	351,592	横須賀市の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力パワーグリッド(株)の架空引込み線との接続点。	無	有	3 (計量日:2日)
5	西分署	長坂1丁目4番5号	672	169,162	横須賀市の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力パワーグリッド(株)の架空引込み線との接続点。	無	無	1 (計量日:2日)
6	坂本出張所	坂本町1丁目19番地	462	115,014	東京電力パワーグリッド(株)供給用配電箱における東京電力パワーグリッド(株)の母線と横須賀市の地絡しゃ断装置(UGS)の電源側接続点	無	有	18 (計量日:17日)
7	長浦出張所	長浦町2丁目45番地	384	94,262	横須賀市の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力パワーグリッド(株)の架空引込み線との接続点。	無	有	23 (計量日:22日)
合計			6,550	1,592,286				

【別紙2】月別予定使用電力量(令和3年1月～令和4年12月)

単位：kWh

番号	施設名	3年1月分	3年2月分	3年3月分	3年4月分	3年5月分	3年6月分	3年7月分	3年8月分	3年9月分	3年10月分	3年11月分	3年12月分	合計 (R3.1～R4.12)	夏季	その他季
		4年1月分	4年2月分	4年3月分	4年4月分	4年5月分	4年6月分	4年7月分	4年8月分	4年9月分	4年10月分	4年11月分	4年12月分			
1	中央消防署	20,933	21,627	17,248	14,507	11,136	12,358	15,599	22,854	25,685	17,991	10,807	14,910	411,310	128,276	283,034
2	北消防署	9,932	9,701	7,440	6,351	4,907	5,533	6,252	9,767	8,225	6,401	5,390	8,059	175,916	48,488	127,428
3	南消防署	14,105	15,306	12,425	10,803	8,196	8,139	9,760	13,126	15,065	11,770	8,566	10,254	275,030	75,902	199,128
4	三浦消防署	16,129	17,239	14,655	14,437	12,115	11,488	13,134	16,483	19,321	15,379	12,851	12,565	351,592	97,876	253,716
5	西分署	8,345	9,406	7,788	7,178	5,250	4,524	6,138	8,649	9,591	7,852	4,346	5,514	169,162	48,756	120,406
6	坂本出張所	6,330	6,489	5,011	4,579	3,237	3,531	4,627	5,784	5,460	4,057	3,384	5,018	115,014	31,742	83,272
7	長浦出張所	5,163	4,870	3,904	3,367	2,433	2,693	3,986	5,929	5,001	3,100	2,538	4,147	94,262	29,832	64,430
	契約期間合計	161,874	169,276	136,942	122,444	94,548	96,532	118,992	165,184	176,696	133,100	95,764	120,934	1,592,286	460,872	1,131,414

※夏季とは7月1日から9月30日までの期間、その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいう。

【別紙3】消防局所管施設 使用電力量及び最大需要電力等実績

番号	施設名等	令和元年5月から令和2年4月												合計	
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
1	中央消防署	使用電力量 (kwh)	11,136	12,358	15,599	22,854	25,685	17,991	10,807	14,910	20,933	21,627	17,248	14,181	205,329
		契約電力 (kw)	77	77	77	79	79	79	79	79	79	79	79	79	942
		最大需要電力 (kw)	37	42	54	79	75	70	38	60	66	77	55	60	—
		力率 (%)	98	100	100	100	100	100	98	99	100	100	100	99	—
2	北消防署	使用電力量 (kwh)	4,908	5,533	6,252	9,767	8,225	6,401	5,390	8,059	9,932	9,701	7,440	6,782	88,390
		契約電力 (kw)	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	420
		最大需要電力 (kw)	18	23	24	35	32	25	22	30	30	32	28	21	—
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
3	南消防署	使用電力量 (kwh)	8,133	9,069	9,760	13,126	15,065	11,770	8,566	10,254	14,105	15,306	12,425	10,803	138,382
		契約電力 (kw)	44	44	44	43	46	46	46	46	46	46	46	46	543
		最大需要電力 (kw)	29	31	32	43	46	42	23	35	41	46	41	40	—
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
4	三浦消防署	使用電力量 (kwh)	12,115	11,488	12,134	14,483	19,321	15,379	12,851	12,565	16,129	17,239	14,655	14,437	172,796
		契約電力 (kw)	44	44	44	47	54	54	54	54	54	54	54	54	611
		最大需要電力 (kw)	31	25	25	47	54	48	28	37	36	45	40	37	—
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
5	西分署	使用電力量 (kwh)	5,221	5,051	6,138	7,649	9,591	7,852	4,346	5,514	8,345	9,406	7,788	7,178	84,079
		契約電力 (kw)	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	336
		最大需要電力 (kw)	18	17	18	26	24	26	18	25	24	28	28	23	—
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
6	坂本出張所	使用電力量 (kwh)	3,054	3,531	3,827	5,784	5,460	4,057	3,384	5,018	6,330	6,489	5,011	4,579	56,524
		契約電力 (kw)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	17	17	17	231
		最大需要電力 (kw)	11	10	12	17	17	16	8	16	15	16	16	13	—
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
7	長浦出張所	使用電力量 (kwh)	2,252	2,693	3,086	5,929	5,001	3,100	2,538	4,147	5,163	4,870	3,904	3,367	46,050
		契約電力 (kw)	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	192
		最大需要電力 (kw)	7	10	11	16	16	11	11	14	15	15	14	10	—
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
使用電力量合計		46,819	49,723	56,796	79,592	88,348	66,550	47,882	60,467	80,937	84,638	68,471	61,327	791,550	